⑺　⑶により整理された販売需要家費用を、送配電非関連需要に係る二需要種別又は三需要種別の口数の合計のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの口数の占める割合により、二需要種別又は三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

⑻　⑸により整理された送配電非関連可変費用を、⑹①４）の値により、二需要種別又は三需要種別ごとに配分することにより整理すること。

⑼　⑹から⑻までにより整理された二需要種別又は三需要種別ごとの費用のうち、特定需要又は特定高圧需要及び特定低圧需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

⑽　⑶により整理された一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

①　⑹から⑻までにより整理された送配電非関連費用（一般販売費用を除く。以下この⑽において同じ。）の合計額のうちに、⑹から⑻までで整理された特定需要又は特定高圧需要及び特定低圧需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合　特定需要部門

②　（略）

６．　（略）

７．法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）を、６．により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門の税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。ただし、当該法人税等が零を下回る場合には、当該法人税等を、６．により各部門に整理された税引前当期純利益及び税引前当期純損失の合計額のうちに各部門の税引前当期純利益又は税引前当期純損失の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

８．　（略）

（削る）

⑺　⑶により整理された販売需要家費用を、送配電非関連需要に係る非特定需要及び特定需要の口数の合計のうちに非特定需要及び特定需要ごとの口数の占める割合により、非特定需要及び特定需要ごとに、配分することにより整理すること。

⑻　⑸により整理された送配電非関連可変費用を、⑹①４）の値により、非特定需要及び特定需要ごとに配分することにより整理すること。

⑼　⑹から⑻までにより整理された非特定需要及び特定需要ごとの費用のうち、特定需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

⑽　⑶により整理された一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

①　⑹から⑻までにより整理された送配電非関連費用の合計額のうちに、⑹から⑻までで整理された特定需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合　特定需要部門

②　（略）

６．　（略）

７．法人税等（法人税、地方法人税、法人税割及び法人税等調整額に限る。）を、６．により各部門に整理された税引前当期純利益の合計額のうちに各部門ごとの税引前当期純利益の占める割合により各部門に配分することにより整理すること。

８．　（略）

別表第２（第６条関係）

沖縄電力に係る部門別収支配分基準

１．事業に係る収益及び費用を、次の方法により、特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部門に配分することにより整理すること。

２．事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に、附帯事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附帯事業営業費用、附帯事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、他社購入電力料、送電費、変電費、配電費、販売費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料及びその他に整理すること。この際、一の発電所又は蓄電所内に存する発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部に共通して利用される設備に係る電気事業営業費用については、当該発電所又は当該蓄電所ごとの当該発電等設備、送電設備、変電設備及び配電設備の全部又は一部の帳簿価額比を用いて発電等費、送電費、変電費及び配電費に整理すること。